

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	13 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年3月まで

申立期間について、納付した国民年金保険料は還付したとされているが、還付金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年2月及び同年3月について、A市の国民年金被保険者名簿において、納付済みの記録が確認できるとともに、還付整理簿及び特殊台帳において、当該期間の国民年金保険料は、厚生年金保険加入に伴う資格喪失を理由として、同年5月に還付された記録となっているが、当該期間は厚生年金被保険者期間ではなく、行政側の還付処理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和48年7月から51年1月までについて、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金保険料領収書により、保険料が納付されていることが確認できるものの、オンライン記録では、当該期間は厚生年金保険加入期間であり、同市の被保険者名簿には、申立人が48年7月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した旨の届出が51年3月8日に行われていることが確認できる。

また、上記の還付整理簿及び特殊台帳では、厚生年金保険加入に伴う資格喪失を理由として、申立期間の国民年金保険料額4万3,500円のうち、4万3,300円を51年5月に還付（平成21年に不足分200円を還付決議）

していることが確認でき、当初の還付金額に誤りは有ったものの、一連の処理に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA株式会社における資格取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は、同年6月6日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月及び同年5月の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

次に、申立人の申立期間②に係るB所における資格取得日は、昭和22年10月1日、資格喪失日は、23年1月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和22年10月から同年12月までの標準報酬月額については、300円とすることが妥当である。

次に、申立人の申立期間③に係るC工場における資格取得日は、昭和26年8月1日、資格喪失日は、同年10月27日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和26年8月及び同年9月の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年12月31日まで  
(A株式会社)  
② 昭和22年10月1日から23年1月25日まで  
(B所)  
③ 昭和26年8月1日から同年10月27日まで  
(C工場)

私は、申立期間①については、学徒動員がきっかけでA株式会社に勤務し、昭和20年12月末をもって帰郷したので9か月間の船員保険が未加入となっている。また、申立期間②については、当時D村に所在したB所で、申立期間③については、E町に所在したC工場で正社員として勤務をしていたが、厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、船員保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳において、昭和20年4月1日に予備船員として船員保険被保険者資格を取得し、標準報酬等級は3等級と記載されているが、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

また、A株式会社が保管する「昭和20年度退職船員名簿」に、申立人の氏名が確認できることから、申立人は、同年度中に退職したことが推認できるものの、当該退職船員名簿に、退職日は記載されていない。

しかし、A株式会社が保管する退職船員名簿に記載されている23人及び上記被保険者名簿に申立人と同じ予備船員として記載されている108人のうち所在の確認できた21人に照会したところ、複数の元予備船員が申立人を記憶しており、そのうちの一人は、「昭和20年4月から私もA株式会社の船員寮に入っており、申立人と一緒だった。」と供述し、別の一人は、「私が下船していた昭和20年4月4日頃から同年6月17日頃までの間に申立人と会っていた記憶がある。」と供述をしている。

一方、F船員養成所で申立人と同じ20期生だったと記憶する元予備船員は、「昭和20年6月頃の空爆によりA株式会社の船員寮が全焼し、その後は勤務していなかったと思う。私たち一同は50円をもらい帰郷した。」と多くの入寮者が空爆の後に帰郷したことをうかがわせる供述をしている。

また、G市H局の回答から、昭和20年6月5日にI大空襲があったことが確認できることから、申立人のA株式会社における勤務は、少なくともG市で大空襲のあった同年6月5日までと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人を含む被保険者全員について資格喪失日の記載が無いが、オンライン記録又は船員保険被保険者台帳に喪失日が記載されている者が複数名確認できることから、社会保険事務所（当時）の年金記録管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に

対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社に係る船員保険被保険者の資格喪失日を、空爆によりA株式会社の船員寮が全焼したとされる日の翌日の同年6月6日とすることが妥当である。

また、昭和20年4月及び同年5月の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び被保険者台帳に記載されている申立人の標準報酬等級の記載から、60円とすることが妥当である。

次に、申立期間②について、B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する昭和22年10月1日から23年1月25日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、B所の当時の事業主が、「申立人が勤務していたと記憶している。」と供述しており、申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同姓の被保険者記録を確認することができないことから、上記基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の被保険者記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年10月1日に被保険者資格を取得し、23年1月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿に記載されている未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和22年10月から同年12月まで300円とすることが妥当である。

次に、申立期間③について、C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する昭和26年8月1日から同年10月27日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人が記憶をしている当時の従業員数と上記被保険者名簿に記載されている被保険者数がほぼ一致している上、申立人が記憶をする複数の元同僚の氏名が同名簿に記載されていることから、申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたと考えるのが相当である。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同姓の被保険者記録を確認することができないことから、上記基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の被保険者記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年8月1日に被保険者資格を取得し、同年10月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿に記載されている未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和 26 年 8 月及び同年 9 月は 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 20 年 6 月 6 日から同年 12 月 31 日までの期間について、A 株式会社は、上記の退職船員名簿以外は、当時の一切の関連資料は保管されていない旨供述していることから、当該事業所における申立人の勤務実態及び給与から船員保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、当時の同僚に照会したが、申立人の正確な勤務期間を記憶している者はいない。

さらに、厚生労働省社会・援護局業務課に照会したが、「当課保管の旧陸海軍人事関係資料を調査したが、申立人に関する記録は無い。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

加えて、申立人の親族は、「申立人が帰宅した際、シラミがわいたので、義母が大騒ぎしたことを記憶しているので暑い時期であった。」と当時の様子を具体的に供述しており、申立人が同年 12 月末に帰郷したとする主張とは一致しない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 20 年 6 月 6 日から同年 12 月 31 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2607

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月2日から32年9月26日まで  
私は申立期間であるA株式会社に係る脱退手当金の支給を受けていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間であるA株式会社に係る脱退手当金支給記録のほか、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間前のB社に係る厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金支給記録が記載されているが、B社に係る脱退手当金の支給日は申立期間であるA株式会社の厚生年金保険被保険者期間中となっていることが確認できる。

この点について、B社の厚生年金保険被保険者期間と申立期間とは、当初は別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたところ、申立期間に係る記号番号の重複取消処理が申立期間中に行われたことがうかがわれることから、裁定庁はB社に係る脱退手当金支給日の時点では、申立人がA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を再取得していることを把握できなかった可能性が考えられる。

しかし、その後、申立期間に係る脱退手当金裁定請求があれば、B社に係る脱退手当金について過誤裁定があったことは容易に認識でき、本来の事務処理で有れば、過誤裁定を取り消した上で改めてB社及び申立期間を通算して脱退手当金を裁定すべきであるにもかかわらず、当該処理が行わ

れた形跡はみられないことは事務処理上不自然である上、申立期間に係る脱退手当金支給金額は法定支給額と一致しないなど、当時、適正な事務処理が行われたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る脱退手当金支給日の約1年前には婚姻により改姓しているにもかかわらず、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿のいずれもが、旧姓のままとなっていることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 2 月 11 日まで  
(A 病院)  
② 昭和 39 年 5 月 9 日から 40 年 2 月 24 日まで  
(B 医院)

申立期間の A 病院（現在は C 医院）と B 医院での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②である B 医院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格を有し、厚生年金保険被保険者資格喪失日の記載の有る女性は 14 人確認できるが、そのうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のみであり、資格喪失日から約 3 年 1 か月後に支給決定されていることを踏まえると、当該事業所において、事業主による代理請求が通例として行われていた状況はうかがえない。

また、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、いずれも申立人の姓は旧姓で管理されていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 40 年 6 月 \* 日に婚姻により改姓しており、当該婚姻日から約 2

年9か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したものは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は、申立人が15歳で初めて勤務した事業所であり、申立人は、入社時に社会保険や失業保険の説明を受け、給与明細書から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えていると主張していることを踏まえると、申立人が当該期間を失念して請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 京都厚生年金 事案 2609

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成9年5月に株式会社Aに入社し、洋菓子の製造をしていた。平成10年10月に退職するまで継続して勤務していたが、同年3月の厚生年金保険の記録が無い。以前、元同僚が同様の申立てをして認められており、自分も間違いなく勤務していたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成9年5月1日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得し、10年3月31日に資格を喪失した後、同年4月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、10年3月の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立期間当時のオンライン記録では、B県C区を所在地とする株式会社Aは、平成10年3月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年4月1日付けでD県E市を所在地として適用事業所となっている。

しかしながら、申立人及び元同僚等の供述によると、申立期間の前後を

通じて申立人が勤務していた株式会社Aにおける業務は通常どおりに継続しており、同社は法人事業所であり、申立人は申立期間の前後を通じて継続して勤務していたと認められることから、適用事業所でなくなった日（平成10年3月31日）においても、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人と同様に洋菓子を製造・販売していた元同僚の保管する平成10年4月10日支給の同年3月分の給与支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これについて、給与計算事務を行っていた元部長は、「給与は月末締め翌月10日払いであり、厚生年金保険料は当月控除していた。」と供述し、さらに、当該部長は「パソコンに記録していた自分の給与を確認したところ、平成10年3月分の厚生年金保険料が控除されているので、他の従業員についても同様の扱いがなされていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成10年2月のオンライン記録より、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において、適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格の喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月21日から51年2月1日まで  
昭和49年1月に株式会社Aに入社し、51年2月まで勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社における被保険者資格の取得日は昭和49年1月1日、喪失日は同年5月21日と記載されていることが確認できる。

しかし、株式会社Aの元事業主が申立人は申立期間において従業員であったと思うと回答していること、複数の元同僚が申立人は申立期間においても勤務形態に変更は無く、正社員として勤務していたと供述していること、及び上記被保険者名簿により、昭和49年1月1日から51年2月11日までの期間に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる当時の上司は、同年2月に自身が同社の事務所へ退職の挨拶に行ったときに申立人も挨拶に来ており、申立人は同月に退職したと供述していることから、少なくとも申立人が同年1月までは同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、株式会社Aの当時の経理課長及び事務担当者は、従業員はほとん

どが正社員であり、正社員は全員が社会保険に加入していた旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の関係資料は保管されていないことから確認することができないが、申立期間に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの被保険者資格の喪失届などいずれの機会においても社会保険事務所に当該届出の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は昭和49年5月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から51年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から62年6月まで

私は、20歳になった時点で、国民年金保険料は納付しなければならないと思っていたので、20歳の誕生日から数か月遅れて国民年金の加入手続をA県B区役所で行い、遅れた月の分の保険料は遡って納付し、その後は銀行の口座振替で毎月納付していたことを覚えている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃、A県B区役所で国民年金の加入手続を行い、加入前の国民年金保険料は遡って、加入後の保険料は口座振替で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成元年8月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、国民年金に加入した上記の時点において、時効とならず納付可能な申立期間直後の昭和62年7月から63年3月までの国民年金保険料を、過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間は、既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持している年金手帳には「初めて被保険者となった日」は昭和55年\*月\*日と記載されているが、これは国民年金保険料納付の事

実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索し、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2367 (事案 2065 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から59年12月まで

平成13年に、厚生年金保険から国民年金へ切替えの手続を行うためA市役所を訪れたが、婚姻前に加入していた厚生年金保険被保険者期間が統合されていなかったため、年金の受給資格が満たせないとして切替えができなかった。しかし、私は、昭和49年12月9日にA市役所で夫と共に国民年金の加入手続を行い、少なくとも10年間は国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できず、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて「C (漢字)」及び「D (カナ)」で検索しても、該当者は無く、申立人に対して、申立期間の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続は、平成18年4月3日に行われていることがA市の「国民年金各種届」により確認できること、iii) 申立期間に係る国民年金被保険者資格は、未統合であった厚生年金保険被保険者期間が判明したことに伴い、18年5月15日に国民年金の強制加入期間として追加処理されたものであり、この処理時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づき22年11月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様に昭和 49 年 12 月 9 日に夫と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであり、平成 18 年に見つかった厚生年金保険の記録と同じように、探し出してほしいと主張し、前回より申立期間を短縮した上、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の夫は、昭和 50 年 2 月 4 日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料の納付が可能であったのに対し、上記のとおり、申立人は、平成 18 年になって初めて国民年金の加入手続を行っており、申立内容とは符合せず、申立期間の保険料を夫と一緒に納付できなかったものと考えられる。

また、今回の再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から55年5月まで  
年金はきちんと納付するように親から言われていた。婚姻した昭和50年10月から郵便局で国民年金保険料を納付していたはずであり、55年に手続をした記憶も無い。申立期間が未納となっていることには納付できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和50年10月から国民年金保険料を郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和55年6月18日を国民年金被保険者資格の取得日として、任意の種別で新規に資格取得していることが確認でき、このことは、オンライン記録とも一致する上、任意加入者は遡って資格を取得できないことから、申立人の加入手続は、前記の資格取得日に行われたものと考えられ、申立内容とは符合しない上、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、婚姻前に当たる申立期間直前の昭和45年12月4日から46年4月1日までの期間及び50年8月26日から同年10月10日までの期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成元年6月以降の第3号特例承認を受けた際に、13年3月27日に追加されたものであることがオンライン記録において確認でき、この処理が行われるまでは、申立期間と同様、国民

年金に未加入の期間と認識されていた。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てを対象に「C（漢字）」及び「D（カナ）」、「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2369 (事案 2146 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から平成 3 年 3 月まで  
私が 20 歳になった昭和 60 年に、国民年金の案内が届き、母親が義務だと思い、A 市 B 区役所で加入手続を行った上、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。途中からは、妹の分と一緒に納付してくれていたはずである。前回の決定では、私の加入手続時期が 25 歳であった平成 3 年とのことであるが、間違いなく 20 歳の頃に加入したはずであり、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成 3 年 5 月に払い出されたことが確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しないこと、ii) 申立人は、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から平成 2 年 3 月までは「登載なし」、同年 4 月から 3 年 3 月までは「未資格期間」と記載され、これは申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日」が 3 年 4 月 1 日と記載されていることとも符合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、20 歳の頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付

しており、申立期間の途中からは、申立人の妹の分と一緒に保険料を納付していたと主張し、前回の決定には納付できないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立期間の途中から一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妹についてみると、加入手続は、前後の被保険者の記録から、申立期間後の平成3年6月頃に行われたものと推認できることから、申立人の妹は、オンライン記録において納付済みとなっている元年7月から3年3月までの保険料は過年度納付したものと考えられ、申立人の主張とは符合しない上、上記のとおり、申立人については、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から54年3月まで  
職場を退職したため、昭和52年5月頃、A市B区役所で国民年金の加  
入手続を行った。自営していた関係で信用金庫の職員が自宅に集金に  
来ていたので、国民年金保険料についても信用金庫の職員に預けていた。  
年金手帳に被保険者となった日が「昭和52年5月1日」と記載されてお  
り、最初から夫と一緒に保険料を納付しているのに、夫だけ納付済みと  
なっているのはおかしい。申立期間が未納とされていることには納得で  
きない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、  
申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳  
記号番号は、昭和55年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出  
簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行  
ったものと推認され、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の  
納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、昭和52年度及  
び53年度に申立人が登載されていないこととも符合しており、申立人が国  
民年金に加入した時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納  
付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によ  
ることとなるが、遡って保険料を納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、昭和52年5月から国民年金保険料を納付していた根拠

として、所持する年金手帳の国民年金被保険者となった日が、「昭和 52 年 5 月 1 日」と記載されていることを挙げているが、被保険者となった日は、制度上、その日が国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、保険料の納付開始日を示すものではない。

また、申立人の夫は、申立人より 3 年近く早い昭和 52 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付していることが A 市の国民年金収滞納リストにより確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 56 年 12 月まで

昭和 55 年 12 月 7 日に、母親が A 市 B 区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は C 郵便局で毎月納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和 55 年 12 月 7 日に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は C 郵便局で毎月納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間について、A 市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人は登載されておらず、同市では国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられる上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 4 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期では無い。

なお、申立人は、加入手続き時点において時効にかからず遡及納付が可能

であった申立期間直後の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を、59 年 3 月 12 日に納付した上、後続する期間についても、順次過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、間違われることがあるとする「D（漢字）」を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年3月まで  
申立期間当時は学生であったが、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと聞いているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は学生であったが、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、学生であった申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、昭和47年2月に当時住民登録をしていたA県B市において、任意加入の手続を行い国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて「C(漢字)」及び「D(漢字)」で検索したが、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、上記のことは、B市の国民年金被保険者名簿及び申立人が昭和48年12月に住民登録したE市の国民年金収滞納一覧表に、申立人は登載されておらず、両市では申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったこととも整合していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月

会社を退職した平成10年8月に厚生年金保険から国民年金への切替  
手続を行うため、A市役所に行った際に6年2月の国民年金保険料が未  
納であることを知り、同市役所又は金融機関で申立期間の保険料を納付  
した。申立期間が未納であることには納得できないので、調査してほし  
い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年8月に、A市役所で厚生年金保険から国民年金への  
切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料は同市役所又は金融機関で納  
付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当  
時に、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要  
となるが、オンライン記録では、平成9年1月1日付けで基礎年金番号が  
付番された時点において、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当  
たらず、申立人の国民年金の記録は当該基礎年金番号によって管理されて  
いる。

また、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金への加  
入届は平成10年11月19日に行われ、その際、申立期間に係る国民年金被  
保険者資格を取得している内容の記載が確認できることから、申立人は、  
この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申  
立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えら

れる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで  
A町の中学校卒業後、昭和 29 年 4 月から 34 年 3 月末までB株式会社に勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社は既に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も亡くなっており、関係資料も不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間に在籍した複数の同僚に照会したが、申立人を記憶する者はいるものの、B株式会社における勤務期間及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる供述を得ることはできない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の被保険者資格喪失日は昭和 33 年 7 月 1 日と記載されている上、申立期間に申立人の名前は記録されておらず、健康保険の整理番号も連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 3 月 1 日まで

私は、株式会社Aの総務部人事課において、昭和 48 年 10 月 21 日から 50 年 2 月末まで勤務していたのに、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録について照会したところ、同年 1 月 31 日から同年 3 月 1 日までの年金記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の一人は、「日付までは記憶していないが、申立人は 2 月頃まで勤務していた。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部について株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aの事業主は既に亡くなっているため、元取締役に照会したところ、同社は平成 12 年 2 月末に倒産したため、当時の資料は保管しておらず、申立てどおりの届出を行ったかは不明である旨の回答をしていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認することはできない。

また、上記同僚を含む複数の同僚からは、当該期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、当時の人事担当者は、退職時には本人の意向を確認して手続を行っており、厚生年金保険と雇用保険の記録は一致している旨供述しているところ、申立人に係る雇用保険の離職日が昭和 50 年 1 月 30 日付けであり、厚生

年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から37年7月11日まで

A株式会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した期間とされているが、私は受給した記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱 B」との押印が確認できることから、申立人の意思に基づき、申立期間に係る脱退手当金が請求及び支給されたものと考えられる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るなど、事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいくつかある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 11 日から 40 年 4 月 16 日まで

婚姻が決まったのでA信用金庫を退職したが、退職後に脱退手当金を受取に行った記憶は無く、家族も代理で受け取れる状況ではなかった。退職金は後日に受け取ったが、脱退手当金の説明も無く、同時に受け取ったとは考えられない。私は脱退手当金を受給していないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A信用金庫において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失している同僚の女性23名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、19名に脱退手当金の支給記録が有り、うち16名が約3か月以内に支給されていることが確認できる上、事業所が代理請求を行っていたとする複数の同僚の供述が有ることから、当時、事業主による代理請求が行われていたものと考えられ、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の同信用金庫における被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年6月11日に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金支給を意味する「脱」の押印が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業

所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 8 日から 34 年 8 月 13 日まで  
(A株式会社)  
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで  
(B株式会社)

A株式会社とB株式会社に勤務していた期間について、昭和 38 年 10 月 2 日に脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のA株式会社及び申立期間②のB株式会社に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

また、脱退手当金は、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 38 年 10 月 2 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号である上、別の氏名で

管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号および別の氏名で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 21 日から 32 年 12 月 20 日まで

A 有限会社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 3 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が申立期間に係る事業所において被保険者資格を喪失した昭和 32 年 12 月 20 日から同制度が施行された 36 年 4 月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間は別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 22 日から 47 年 12 月 30 日まで  
A 株式会社に勤務していた期間の脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、請求した記憶も受給した記憶も無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書において、「受付昭 48.2.5 B 社会保険事務所」、「B 社会保険事務所 48.2.23 支払済」の押印が確認できる。

また、脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 48 年 2 月 23 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書には、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できる上、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2617

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 26 日から 39 年 5 月 26 日まで  
(株式会社A)  
② 昭和 39 年 9 月 1 日から 44 年 2 月 13 日まで  
(B株式会社)

私は申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書において、「受付 44. 3. 1 C社会保険事務所」、「支払済 44. 5. 2 C社会保険事務所」の押印が確認できるほか、同裁定請求書の裏面には、社会保険事務所（当時）の窓口で、申立人が脱退手当金を受領した旨の署名及び押印が確認できる。

また、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の押印が有るほか、脱退手当金の支給額は申立期間①及び②を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、上記裁定請求書には未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できる上、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別

番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月1日から39年11月1日まで  
株式会社Aに勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「退」の表示が有る上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年2月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 大学（現在は、B 大学）に勤務していた期間のうち、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A 大学医学部附属病院にいずれも 3 月 31 日の年度末まで勤務していたため、同病院における資格喪失日は、申立期間①は昭和 53 年 4 月 1 日、申立期間②は 58 年 4 月 1 日であると主張している。

しかしながら、B 大学から提出された申立人に係る人事記録によると、「昭和 52 年 8 月 1 日、医員（研修医）（A 大学医学部附属病院）に採用する。任期は 1 日とする。ただし、任命権者が別段の措置をしない限り昭和 53 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し、以後更新しない。」「昭和 57 年 4 月 1 日、医員（A 大学医学部附属病院）に採用する。任期は 1 日とする。ただし、任命権者が別段の措置をしない限り昭和 58 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し、以後更新しない。」と記録されていることが確認できる。

また、B 大学総務部では、申立人は非常勤職員であり、非常勤職員の任用の終期については、文部省大臣官房人事課長通知「非常勤職員の任用およびその他の取扱いについて」（昭和 36 年 3 月 31 日付 文人任第 54 号）に基づき、年度末は 3 月 30 日を退職日とする取扱いを行っており、申立人の給与から申

立期間に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に非常勤の医師として勤務していた同僚8名は、3月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立内容の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月8日から37年2月10日まで  
(株式会社A)  
② 昭和37年3月1日から同年12月14日まで  
(B株式会社)  
③ 昭和38年5月1日から同年12月21日まで  
(C株式会社)  
④ 昭和38年12月21日から39年8月21日まで  
(D株式会社)  
⑤ 昭和39年11月1日から41年4月1日まで  
(株式会社E)  
⑥ 昭和41年4月1日から同年11月1日まで  
(有限会社F)  
⑦ 昭和41年11月1日から43年2月21日まで  
(有限会社G)  
⑧ 昭和44年5月30日から同年11月30日まで  
(株式会社H)

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

I年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、

同裁定請求書には、申立人の氏名のほか、申立人が当時住んでいた住所が記載されているとともに、「受付 45.7.14」、「支払済 45.8.17」の押印が有ることが確認できる。

また、申立人が最後に勤務した事業所である株式会社Hに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「重取 45/8」、「名変 45/8」と記載されており、申立人の株式会社Hにおける被保険者番号が申立期間①から⑦までの事業所における被保険者番号に訂正されるとともに、申立人の姓が離婚後の姓に訂正されていることから、申立人の被保険者番号の訂正及び氏名変更は昭和45年8月に変更が行われたと考えられ、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の脱退手当金が同年8月17日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて被保険者番号の訂正及び氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立てに係る8事業所を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 2 日から同年 7 月 5 日まで

私は、A株式会社を退職した際に、当該事業所に係る脱退手当金を受け取った記憶があるが、株式会社Bについては、受け取っていないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の脱退手当金を受給した記憶はあるが、株式会社Bの脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかしながら、C年金事務所が保管する脱退手当金裁定請求書に添付されている脱退手当金の算定の基礎となる厚生年金保険被保険者記録には、株式会社B及びA株式会社の被保険者期間が記録されている。

また、申立人が最後に勤務した事業所であるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金は、申立期間の株式会社Bと、A株式会社を通算して算出されており、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年3月18日に支給されていることが確認でき、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人には、脱退手当金支給決定日の前に、未請求となっている別の二つの厚生年金保険被保険者期間が有るが、いずれも管轄社会保険事務所（当時）が異なっており、当時、請求者から申出が無い場合、異なった社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者期間を把握すること

は困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A株式会社に昭和 49 年 6 月末日まで勤務したため、資格喪失日を昭和 49 年 7 月 1 日とされるべきところが同年 6 月 30 日になっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断理由

申立人はA株式会社から昭和 49 年 6 月の最終日に一方的に解雇を言われたと主張しているが、昭和 49 年 6 月 30 日は当時、出勤日とされていない日曜日であることが確認できることから、前日の同年 6 月 29 日の土曜日が申立人の最終出勤日であり、同日に解雇を言い渡されたものと考えられる。

また、A株式会社は既に倒産しており、申立人に係る厚生年金保険料控除について確認することができる関連資料等が不明な上、当時の事業主や事業主の配偶者、元取締役も病気、又は既に死亡しているため、申立内容を確認する供述を得ることができない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録のある被保険者のうち、所在の分かった元同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が退職してから経理を担当していた元同僚に照会したところ、「会社を末日で退職される社員については、月末最終日が日曜日でも、

休業日でも必ず1日付けで届け出していたが、当時、突然の解雇であれば、どのような手続をしていたのかは不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。